

失業者に対する国民健康保険料の軽減措置

非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者）に対し、国民健康保険料の負担軽減があります。該当する方は申請が必要ですので、市役所保険料課又は支所で申請してください。

■対象者

雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者です。

- 雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の「離職理由」において、次の方が対象です。（雇用保険の受給がない方は対象外になります。）

	コード	離職理由
特定受給資格者 (倒産、解雇等の事業主都合による離職)	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
	22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者 (雇用期間満了などによる離職)	23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

- 離職時点で65歳未満の方

■軽減概要

「国民健康保険料」

対象者の国民健康保険料については、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得(のみ)を、30/100として算定。

「高額療養費等の所得区分の判定」（高額等区分判定）

高額療養費・高額介護合算療養費の所得区分の判定時にも対象者の給与所得を30/100にて再判定します。

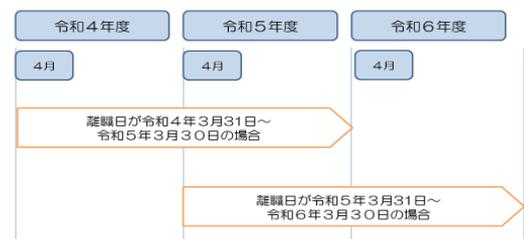
■期間

期間は、離職日の翌日からその翌年度末までの間が対象です。【**下図参照**】

（令和5年度保険料については、令和4年3月31日以降に離職された方が対象になります。）

- 「保険料軽減」の対象期間と「高額等区分判定」は、終期が異なります。
- 就職後も国保加入を継続される方は、その給与も含め軽減期間まで継続されます。
- 社会保険加入等による国保資格喪失で期間が終了になります。

非自発的失業者に係る
国民健康保険料軽減の対象期間について



■手続

- 市役所保険料課および支所で受付しています。
- 持ち物・・・雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知

★「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」がないと手続は出来ません。紛失された場合は、職業安定所で再発行してもらってください。